

7. 岡山大学歯学部履修要領

1 授業科目

- (1) 本学部の授業科目は、全学共通科目、英語科目及び専門教育科目により編成されている。
- (2) 全学共通科目及び英語科目については歯学部規程の別表第1に、専門教育科目については別表第2に示すとおりである。
- (3) 1年間に登録できる単位は、全学共通科目、英語科目及び専門教育科目を合わせて50単位とし、全学共通科目の詳細については、別に示す。
- (4) 専門教育科目の授業科目は、全学交流科目、専門基礎科目及び専門科目により編成されており、必修及び選択である。
- (5) 岡山大学歯学部規程第14条に示す単位の計算方法について、岡山大学では通常、「50分授業14回履修」を「15時間の学修時間」とみなすこととしている。

2 授業時間割

- (1) 授業時間割、学生便覧等は、年度始めに配付する。
- (2) 授業時間割の変更等については、授業担当教員の指示又は掲示によりその都度通知する。

3 学部ガイダンス科目

歯科医療演習は、グループディスカッションやグループワークなどを通じ、歯科医療と各分野の取り組みについて学ぶ科目である。

4 歯科医療情報科学

医療情報処理入門は、歯学部で学んでいく上で必要なICT (Information & Communication Technology) 技術を講義と実習を通して体得する科目である。

5 歯学の研究と医療を知る

- ① 早期見学実習は、専門科目として、1年次に配当され、医療人としての自覚を惹起させると共に、医療における歯科医学の位置づけ、内容を理解させる科目として開講されている。
- ② 歯科・歯学探求は、専門科目として、1年次に配当され、今後自らが関わる歯科・歯学における問題点について探求することで、より良き歯科・歯学を目指す向学心を養う科目として開講されている。
- ③ アーリーエクスポージャーは、選択科目として、1年次に配当され、歯科・歯学研究に触れる機会を設ける科目として開講されている。

6 総合科目自己を磨く

(1) 問題発見解決演習

- ① チュートリアルは、少人数グループ学習を通じて、自己学習能力、情報収集能力、情報の批判的吟味を習得する科目である。
- ② 医療コミュニケーション学演習は、講義と演習を通じて、患者や患者家族及び医療・介護従事者との良好な人間関係を構築できる知識、技術を習得する科目である。
- ③ EBM とプロフェッショナリズムへの覚醒は、少人数グループ学習を通じて、生涯教育に基礎となる職業倫理と臨床判断能力を習得する科目である。
- ④ 自己表現力演習は、文章構成力を高め、自分自身の考えを人に伝える力を養う科目である。
- ⑤ 多職種連携とチームワークは、他の医療系学部と連携し、講義及びグループワークを通じ、医療について広い視野を養う科目である。

(2) 歯学のまとめ

総合歯学演習は、既習の基礎から臨床までの幅広い項目について総合的に理解する。歯科医師国家試験に臨むにあたり、医療従事者としての基本的知識と歯学全般について再確認し、整理する科目である。

(3) 歯学の復習

- ① 歯学コア演習 1 は、共用試験に臨むにあたり、主に基礎系科目について知識を再確認し、整理する科目である。
- ② 歯学コア演習 2 は、共用試験に臨むにあたり、主に臨床系科目について知識を再確認し、整理する科目である。

(4) 健康長寿社会実現への取り組み

- ① 講義シリーズ 1 (生活習慣病と口腔) は、生活習慣病に焦点を絞り、多分野の医療専門職の知識と経験を網羅的に効率よく習得する科目である。
- ② 講義シリーズ 2 (急性期医療) は、急性期医療に焦点を絞り、多分野の医療専門職の知識と経験を網羅的に効率よく習得する科目である。
- ③ 講義シリーズ 3 (在宅介護医療) は、在宅介護に焦点を絞り、多分野の医療専門職の知識と経験を網羅的に効率よく習得する科目である。
- ④ 介護施設を用いた PBL 演習は、大学病院では経験することのできない、介護施設での臨床実習を経験し、総合医として地域社会で貢献できる歯科医師の育成を目的とした科目である。
- ⑤ 高度医療支援・周術期口腔機能管理実習は、医科歯科連携で必要とされる歯科医師の知識、技術を習得する実習である。
- ⑥ 在宅介護歯科医療実習は、大学病院では経験することのできない、在宅

介護現場での臨床実習を経験し、総合医として地域社会で貢献できる歯科医師の育成を目的とした科目である。

- ⑦ 死生学・認知症は、医療・在宅介護現場において、終末期及び認知症の患者に寄り添うための能力を養うことを目的とした科目である。

(5) 災害時の歯科医療

歯科法医学は、法医学的視点から取り扱う歯科医事法、歯科医療安全そして警察歯科活動を習得する科目である。

7 英語で学ぶ専門科目

- ① 自由研究演習（研究室配属）は、英語を利用して、各研究室の研究テーマについて実践し、リサーチマインドを涵養する目的で開講されている。
- ② 歯学国際交流演習（ODAPUS）は、海外の大学へ2ヶ月程度聴講生として留学し、国際性やコミュニケーション力を涵養する目的で開講されている。

8 特別科目

- (1) 特別科目は、基礎科目及び臨床科目の学習に関連した専門的な分野について、主に非常勤講師の担当により授業が行われている。
- (2) 特別科目の開講は、詳細な日程等が決定次第、その都度掲示により通知する。
- (3) 特別科目の成績は、授業担当教員の判断により試験、レポート提出によるほか、授業の出席状況により判定することがある。

9 特別講義

- (1) 特別講義は、通常の時間内で特別な内容についての講義を、本学部専任教員に代わって特別講師の担当により行われている。
- (2) 特別講義の詳細な日程等については、授業担当教員の指示又は掲示により通知する。

10 臨床実習

診療参加型臨床実習に先だって、臨床技能実習を岡山大学病院の各診療科等で実施する。その詳細な日程等は、実習開始前に実施する各オリエンテーションにおいて通知する。

- (1) 臨床実習については、別途、臨床実習マニュアル、各診療科配当日程表等を配付する。
- (2) 臨床技能実習及び診療参加型臨床実習については、休業期間中も実施することがある。

夏季休業期間中の診療参加型臨床実習は、前半と後半の2班に分け、その各診療科配当は臨床実習実施部会長から別途指示される。

1 1 欠席

- (1) 数日間の欠席の場合には、電話等の方法により、授業担当教員に直接連絡し、指示を受けること。
- (2) 連続して1週間以上欠席する場合には、所定の欠席届に理由書を添付して教務グループ歯学部担当へ届け出ること。
- (3) 臨床実習の欠席については、電話等の方法により、教務グループ歯学部担当へ届け出ること。

1 2 休講・補講

- (1) 休講及び補講については、各教員の指示によるほか、掲示等によりその都度通知する。
- (2) 鹿田祭については、5年次及び6年次を除き臨時休講とする。臨時休講は掲示等により公示する。

1 3 試験

- (1) 試験の実施方法は、定期試験、追試験、再試験等を含め筆記試験、口頭試験、レポートの提出若しくは製作品の提出又はその他授業担当教員の適当と判断する方法により行われる。
- (2) 試験の詳細な日程等は、決定次第、授業担当教員の指示又は掲示等により通知する。
- (3) 疾病その他特別な理由により受験できなかった場合には、授業担当教員にその旨を申し出て追試験の指示を受けること。
- (4) その他、詳細については歯学部試験内規に準ずる。

1 4 成績

- (1) 筆記試験、口頭試験、レポートの提出若しくは製作品の提出、授業の出席状況又はその授業担当教員の適当と判断する方法により判定する。
- (2) 成績の評価について
 - ① 通常の授業科目については、成績の評点は100点満点とし、次の評語を用いる。
A+ : 100~90点 A : 89~80点 B : 79~70点 C : 69~60点 F : 59~0
 - ② 前記評語で評価しがたい授業科目、複数の分野にわたり開講する授業科目及び臨床実習については、修了、認定又は不可の評語を用いることがある。
 - ③ A+・A・B・C・修了・認定を合格とし、F・不可を不合格とする。

評語	評点	基準
A+	90~100点	到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
A	80~89点	到達目標を達成し、優秀な成果を収めている。

B	70～79点	到達目標を達成し、良好な成果を収めている。
C	60～69点	到達目標を概ね達成している。
F	0～59点	到達目標を達成していない。

(3) 専門教育科目における成績評価に関する異議申立等については、別に定める。

1.5 進級及び留年

(1) 進級の認定は、各学年修了時（第5年次は第2学期修了時）に行い、その結果を掲示により通知する。

(2) 別表第1に示す全学共通科目及び英語科目（選択英語を除く）については、歯学部卒業要件に必要な単位を2年次までに修得しなければ、3年次に進級することができない。

また、英語科目の選択英語については、歯学部卒業要件単位に必要な単位を3年次修了時まで修得しなければ、4年次に進級することができない。

(3) 別表第2に示す専門教育科目については、各年次に配当された授業科目を年次ごと履修することになるが、5年次を除き、第4学期までに配当された専門教育科目の必修科目全ての単位を修得しなければ、進級することはできない。

5年次の第2学期までに配当された専門教育科目の必修科目全ての単位を取得し、厚生労働省が定める共用試験（Computer Based Testing; CBT、及びPre-Clinical Clerkship Objective Structured Clinical Examination; Pre-CC OSCE）に合格しなければ、診療参加型臨床実習を受けることができない。

また、診療参加型臨床実習期間内に歯学生共用試験（Post Clinical Clerkship-Performance Examination; Post-CC PX）に合格しなければ、診療参加型臨床実習を修了することができない。

(4) 病気その他やむを得ない事由もなく、(1)～(3)の規定により同一学年での在学期間が3年を超える者には、退学を勧告することがある。

附 則

- 1 この履修要領は、平成7年度の入学者から適用する。
- 2 平成6年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成11年度の入学者から適用する。
- 2 平成10年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成 13 年度の入学者から適用する。
- 2 平成 12 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成 14 年度の入学者から適用する。
- 2 平成 13 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成 15 年度の入学者から適用する。
- 2 平成 14 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成 17 年度の入学者から適用する。
- 2 平成 16 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成 20 年度の入学者から適用する。
- 2 平成 19 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成 21 年度の入学者から適用する。
- 2 平成 20 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成 22 年度の入学者から適用する。
- 2 平成 21 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成 28 年度の入学者から適用する。
- 2 平成 27 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この履修要領は、平成 29 年度の入学者から適用する。
- 2 平成 28 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この履修要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この履修要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この履修要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この履修要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この履修要領は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 令和6年度以前の入学者については、なお、従前の例による。